

令和4年度（2022年度）熊本県新型コロナウイルスワクチン個別接種 促進事業費補助金交付要項

（趣旨）

第1条 令和4年度（2022年度）熊本県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業にかかる補助金については、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援実施（医療分）実施要綱」（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知、令和4年7月6日付け医政発0706第4号・健発0706第53号・薬生発0706第5号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知、令和4年9月22日付け医政発0922第38号・健発0922第14号・薬生発0922第1号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号通知。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、個別接種に協力する医療機関（病院・診療所）に対し、ワクチン接種及び接種体制確保のための費用を支援することで、ワクチン接種の促進を図ることを目的とする。

（補助事業者等）

第3条 この補助金の交付対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、熊本県内にあ
る個別接種に協力する医療機関とする。

（交付対象事業）

第4条 この補助金は、補助事業者が実施する新型コロナウイルスワクチンの個別接種及び個別接種体制確保事業について、別表に定める基準額の項目を対象とする。

（対象経費）

第5条 この補助金は、補助事業者が実施する新型コロナウイルスワクチンの個別接種及び個別接種体制確保に要する費用であって、別表に定める経費を対象とする。

（対象期間）

第6条 この補助金の対象とする期間は、令和4年（2022年）4月1日から令和5

年（2023年）3月31日までとする。なお、この要項の施行以前に着手した事業及び完了した事業も対象とする。

2 この補助金の算定の基準となる期間について、別表に定める期間を対象とする。

（補助金額の算定方法等）

第7条 この補助金額は、別表の第1欄に定める事業区分ごとの基準額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

（補助金の交付条件）

第8条 規則第5条第1項第3号の補助金のその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更を要する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(申請手続)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付申請を別に定める期日までに行うものとする。

2 規則第3条第1項の申請書は、様式1によるものとし、第13条に規定する概算払による請求を兼ねるものとする。なお、規則第3条第2項の収支予算書は、様式2によるものとする。

3 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書 様式2
- (2) 個別接種計画書 様式2-1

(交付決定の通知)

第10条 規則第6条の規定による補助金の交付決定は、様式3により通知するものとする。

(変更交付申請)

第11条 補助事業者は、規則第7条第1項の規定により交付決定を受けた後、補助金の額に変更が生じたときは、様式4に第9条第3項の書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により変更交付申請書の提出があった場合において、変更の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定額の変更を様式8により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。この場合、補助事業者は、様式4を知事に提出する。

(補助金の概算払等)

第13条 知事は、この補助金について、原則、概算払で交付するものとし、第9条第2項に規定する申請書の提出をもって概算払の請求をされたものとする。

2 補助事業者は、第11条の規定により変更の承認を受けて補助金を請求する場合は、様式9を知事へ提出するものとする。

(検査及び報告)

第14条 知事は、この補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

2 補助事業者は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和5年(2023年)4月28日のいずれか早い日までに、規則第13条に規定する実績報告書

を知事に提出するものとする。

3 規則第13条の実績報告書は、様式5によるものとする。

4 前項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 事業実績報告書 様式6
- (2) 個別接種実績書 様式2-1
- (3) その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式7により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間とする。

(証拠書類の保管)

第17条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）7月25日から施行し、令和4年（2022年）4月18日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）10月14日から施行し、令和4年（2022年）4月18日から適用する。

別表

事業区分	基準額	算定期間	対象経費	補助率
1 個別接種事業	<p>補助事業者が算定の基準となる期間内に、次のいずれかに該当する個別接種を行った場合。</p> <p>(1) 診療所において、週 100 回以上の接種を 4 週間以上行った場合。 なお、令和 4 年 10 月以降においては、件数要件を満たすそれぞれの 1 週間のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意している場合。 接種 1 回当たり 2,000 円</p> <p>(2) 診療所において、週 150 回以上の接種を 4 週間以上行った場合。 なお、令和 4 年 10 月以降においては、件数要件を満たすそれぞれの 1 週間のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意している場合。 ただし、上記(1)との重複は認められないものとする。 接種 1 回当たり 3,000 円</p> <p>(3) 病院又は診療所において、1 日 50 回以上の接種を行った場合。 なお、令和 4 年 10 月以降においては、件数要件を満たす日に、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意している場合。 ただし、診療所においては、上記(1)、(2)の要件を満たさない週に属する日に限り、病院においては、令和 4 年 11 月 30 日までを対象期間とする。 1 日当たり 10 万円 (定額)</p>	<p>補助対象期間における算定の基準となる期間。</p> <p>第 6 期 4 月 1 日から 6 月 4 日まで</p> <p>第 7 期 6 月 5 日から 8 月 6 日まで</p> <p>第 8 期 8 月 7 日から 10 月 1 日まで</p> <p>第 9 期 10 月 2 日から 12 月 3 日まで</p> <p>第 10 期 12 月 4 日から 2 月 4 日まで</p> <p>第 11 期 2 月 5 日から 3 月 31 日まで</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	10 / 10

<p>2 個別接種体制 確保事業</p>	<p>補助事業者が算定の基準となる期間内に、次に該当する接種体制確保を行った場合。</p> <p>(4)病院において、期間内に特別な接種体制を確保（※通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合）し、1日50回以上の接種を週1日以上達成する週が4週間以上ある場合。</p> <p>医師 1人1時間当たり7,550円</p> <p>看護師等 1人1時間当たり2,760円</p>			
--------------------------	---	--	--	--